



国海安第 116 号

平成 20 年 11 月 10 日

社団法人 日本船舶品質管理協会  
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長

秋田 務



船舶検査心得の一部改正について

標記について、平成 20 年 5 月の第 84 回海上安全委員会において「特殊目的船コード（SPSコード）」の全面改正が採択されたことを踏まえ、船舶救命設備規則（昭和 40 年運輸省令第 36 号）に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することとしましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

## 船舶救命設備規定に係る船舶検査心得の一部改正について

### 1. 背景及び概要

練習船等、他の同程度の貨物船に比べて著しく多数の人員を搭載する貨物船に対して SOLAS 条約の要件に替えて適用できる「特殊目的船コード」(SPSコード)が、IMO 第 13 回総会で採択され、救命設備の数量を軽減(旅客船並み)する代わりに、他の要件を通常の貨物船よりも強化することにより、SOLAS 条約によって要求されるものと同等の船舶及びその乗船者の安全基準を設けている。

本年5月の第 84 回海上安全委員会において、「2008 特殊目的船コード」として、本コードの全面改正が採択され、復原性・区画、危険物に関する規定等について大幅な見直しが行なわれたところであるが、我が国において本コードは、船舶検査心得 3-2 船舶救命設備規定 4.0(c)等で規定されているため、所要の改正を行う。

なお、本コードは、海上保安庁の巡視船、航海訓練所の練習船等に適用されている。

### 2. 改正の内容

船舶検査心得 3-2 船舶救命設備規則の第1章(総則)において、「特殊目的船コード」記述部分を改正された「2008 特殊目的船コード」に変更。また、第3章(救命設備の備付数量)においては、「特殊目的船コード」記述部分を改正された「2008 特殊目的船コード」に変更するとともに、改正内容を踏まえ、文言及び数量を変更。さらに、現行の特殊目的船コード第2章の 2.8(ビルジ排水装置)を除外する文言を削除。

### 3. 適用日

本心得改正は、平成 21 年 1 月 1 日から施行することとする。

### 4. その他

特殊目的船の安全証書の様式も改正されていることから、事務取扱要領の改正も別途行う。

○船舶検査心得 3-2 船舶救命設備規則

(傍線の部分は改正部分)

	改 正 案	現 行	備 考
	<p>3-2 船舶救命設備規則 第1章 総則 (特殊な船舶)</p>	<p>3-2 船舶救命設備規則 第1章 総則 (特殊な船舶)</p>	
<p>4.0(c)</p>	<p>4.0(c) 第3種船であつて、同程度の大きさの貨物船に比較して著しく多数の人員を搭載する次に掲げる船舶又はこれに準ずるものについては、特殊な船舶として取り扱い、「<u>2008特殊目的船コード</u>」(MSC.266(84))により施設することとして差し支えない。 (1) 海上保安庁の巡視船 (2) 観測船、サルベージ船、漁業取締船、漁業調査船 (3) 練習船 (4) 工船</p>	<p>4.0(c) 第3種船であつて、同程度の大きさの貨物船に比較して著しく多数の人員を搭載する次に掲げる船舶又はこれに準ずるものについては、特殊な船舶として取り扱い、「<u>特殊目的船コード</u>」により施設することとして差し支えない。 (1) 海上保安庁の巡視船 (2) 観測船、サルベージ船、漁業取締船、漁業調査船 (3) 練習船 (4) 工船</p>	<p>MSC.266(84))における全面改正に伴う名称の変更  ※運用上、対象船舶は変更しない。</p>
<p>71-2.1 (a)</p>	<p>第3章 救命設備の備付数量 第1節 救命器具 第4款 第4種船 (イマージョン・スーツ) 「<u>2008 特殊目的船コード</u>」第2章、第4章(4.2の規定に限る。)及び第6章の要件に適合する船舶にあつては、備え付けることを要しない。この場合において、乗船者の数が60人以下の船舶にあつては、60人を超える乗船者を運送する船舶として上記の要件を適用した船舶に限る。</p>	<p>第3章 救命設備の備付数量 第1節 救命器具 第4款 第4種船 (イマージョン・スーツ) 「<u>特殊目的船コード</u>」第2章(2.8の規定を除く。)、第4章(4.2の規定に限る。)及び第6章の要件に適合する船舶にあつては、備え付けることを要しない。この場合において、特殊乗船者(特殊目的船コード第1章1.3.3の「特殊乗船者」をいう。)の数が50人以下の船舶にあつては、50人を超える特殊乗船者を運送する船舶として上記の要件を適用した船舶に限る。</p>	<p>第2章 (復原性及び区画)、第4章 (電気設備)、第6章 (防火) ※ビルジ排水装置 (2.8)については、H21.1.1より国際航海に従事しない旅客船にも適用。</p>

改 正 案	現 行	備 考
<p><u>心得附則（平成20年11月10日）</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>（a）この改正は、平成21年1月1日（以下「施行日」とい</u> <u>う。）から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>（b）施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶に</u> <u>ついては、改正後の心得の規定にかかわらず、なお従</u> <u>前の例によることができる。</u></p>		